

法務省における太陽光発電の導入に関する整備計画

令和 6 年 4 月 1 1 日
令和 7 年 6 月 2 日 改 定
法 務 省

「政府施設における太陽光発電の率先導入について」（令和 5 年 9 月 2 7 日 公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議決定）に基づき、法務省における太陽光発電の導入に関する整備計画を定める。

1. 太陽光発電の導入目標

（1）設置可能な建築物・敷地（ポテンシャル）の考え方について

太陽光発電の設置可能性については、環境省がとりまとめた「地球温暖化対策推進法に基づく政府実行計画に関する 2022（令和 4）年度実施状況調査」（以下「FU 調査」という。）において、簡易判定基準（参考）を定めている。本基準も踏まえ、「設置可能な建築物（敷地を含む。）」については、以下のとおり整理する。

建築物：建築基準法におけるすべての建築物ごとに各判定項目を確認し、簡易判定基準で A 判定（設置可能性が高い）、B 判定（設置可能性は高いが、懸念事項あり）となったものを設置可能な建築物とする。

敷 地：建築物に付随する敷地について、簡易判定基準で A 判定（設置可能性が高い）、B 判定（設置可能性は高いが、懸念事項あり）となったものを設置可能な敷地とする。

また、簡易判定基準で、C+判定（その他の要因がある）、C-判定（技術的要因がある）の建築物、敷地についても、既に太陽光発電が設置されている場合や、追加で設置される場合がある（※）。こうした建築物、敷地がある場合は、設置可能な建築物、敷地に含めるものとする。なお、今回のポテンシャル計算については、2022 年度の FU 調査に基づき、矯正施設におけるセキュリティ対策等の観点からの支障の有無等を踏まえて算出している。

※例えば、簡易判定基準では調査時点での空きスペースで判定するため、調査時点で太陽光発電設備を導入済みで空きスペースがない場合は C-判定となる。

上記の考え方による法務省の設置可能な建築物、敷地の件数とその設置可能容量は下記のとおり。

表 1. 法務省における太陽光発電を設置可能な建築物、敷地の件数と設置可能容量

判定	件数[件]			設置可能容量[kW]		
	建築物	敷地	合計	建築物	敷地	合計
A	119	0	119	5,709	0	5,709
B	289	15	304	15,459	1,443	16,902
C+ C- (設置済分)	136	10	146	3,580	198	3,778
計	544	25	569	24,748	1,641	26,389

※端数処理の関係上、内訳数値の和と合計の数値が必ずしも一致しないことがある。

※設置済み分を含む。

また、法務省における本省と地方支分部局ごとの設置可能な建築物、敷地の件数と設置可能容量は下記のとおり。

表 2. 法務省における本省・地方支分部局ごとの太陽光発電を設置可能な件数と設置可能容量

	件数[件]			設置可能容量[kW]		
	A 判定	B 判定	合計	A 判定	B 判定	合計
本省	3	0	3	54	0	54
東京法務局	16	0	16	178	0	178
横浜地方法務局	0	5	5	0	313	313
さいたま地方法務局	0	18	18	0	1,255	1,255
千葉地方法務局	11	2	13	604	150	754
水戸地方法務局	0	8	8	0	757	757
宇都宮地方法務局	2	0	2	123	0	123
前橋地方法務局	0	5	5	0	242	242
静岡地方法務局	1	3	4	76	111	187
甲府地方法務局	0	3	3	0	215	215

新潟地方法務局	5	3	8	202	108	310
大阪地方法務局	0	7	7	0	359	359
大津地方法務局	4	1	5	272	79	351
京都地方法務局	0	8	8	0	451	451
神戸地方法務局	9	4	13	227	113	340
奈良地方法務局	1	6	7	299	493	792
和歌山地方法務局	0	2	2	0	58	58
名古屋法務局	0	8	8	0	382	382
津地方法務局	0	5	5	0	333	333
福井地方法務局	0	2	2	0	106	106
広島地方法務局	0	2	2	0	116	116
山口地方法務局	0	4	4	0	207	207
岡山地方法務局	0	4	4	0	315	315
福岡法務局	0	13	13	0	564	564
佐賀地方法務局	0	4	4	0	39	39
長崎地方法務局	0	3	3	0	141	141
大分地方法務局	2	1	3	42	32	74
熊本地方法務局	1	5	6	35	125	160
鹿児島地方法務局	0	6	6	0	303	303
宮崎地方法務局	0	2	2	0	82	82
那覇地方法務局	0	2	2	0	69	69
仙台北法務局	0	5	5	0	120	120
福島地方法務局	0	5	5	0	402	402
盛岡地方法務局	0	4	4	0	197	197
秋田地方法務局	0	1	1	0	26	26

青森地方法務局	0	1	1	0	63	63
札幌法務局	0	1	1	0	17	17
高松法務局	4	0	4	277	0	277
徳島地方法務局	0	2	2	0	70	70
高知地方法務局	0	3	3	0	75	75
松山地方法務局	0	4	4	0	240	240
東京地方検察庁	2	3	5	212	87	299
横浜地方検察庁	1	2	3	38	60	98
さいたま地方検察庁	2	5	7	279	482	761
千葉地方検察庁	0	3	3	0	93	93
水戸地方検察庁	6	0	6	212	0	212
宇都宮地方検察庁	4	0	4	201	0	201
前橋地方検察庁	1	3	4	40	160	200
静岡地方検察庁	3	1	4	85	18	103
甲府地方検察庁	2	0	2	75	0	75
長野地方検察庁	0	6	6	0	282	282
新潟地方検察庁	1	2	3	86	310	396
大阪地方検察庁	0	4	4	0	161	161
京都地方検察庁	1	0	1	140	0	140
神戸地方検察庁	1	7	8	10	214	224
和歌山地方検察庁	0	2	2	0	140	140
名古屋高等検察庁	0	3	3	0	209	209
名古屋地方検察庁	0	1	1	0	99	99
津地方検察庁	1	4	5	62	145	207
岐阜地方検察庁	4	0	4	76	0	76

福井地方検察庁	0	1	1	0	61	61
金沢地方検察庁	1	3	4	37	66	103
富山地方検察庁	0	2	2	0	48	48
広島地方検察庁	0	2	2	0	82	82
山口地方検察庁	0	3	3	0	183	183
岡山地方検察庁	1	3	4	59	50	109
鳥取地方検察庁	0	1	1	0	21	21
福岡地方検察庁	0	2	2	0	235	235
佐賀地方検察庁	0	4	4	0	49	49
長崎地方検察庁	0	2	2	0	169	169
大分地方検察庁	0	2	2	0	59	59
熊本地方検察庁	1	5	6	58	163	221
鹿児島地方検察庁	0	3	3	0	99	99
宮崎地方検察庁	0	1	1	0	37	37
那覇地方検察庁	2	3	5	143	54	197
仙台高等検察庁	1	1	2	14	36	50
仙台地方検察庁	0	4	4	0	214	214
福島地方検察庁	3	2	5	230	68	298
山形地方検察庁	0	4	4	0	200	200
盛岡地方検察庁	2	0	2	112	0	112
秋田地方検察庁	1	1	2	38	76	114
青森地方検察庁	0	2	2	0	32	32
札幌地方検察庁	2	10	12	138	598	736
釧路地方検察庁	2	3	5	118	101	219
高松高等検察庁	0	1	1	0	75	75

高松地方検察庁	0	1	1	0	25	25
徳島地方検察庁	0	2	2	0	38	38
松山地方検察庁	1	2	3	23	62	85
函館少年刑務所	0	2	2	0	131	131
宮城刑務所	0	1	1	0	125	125
秋田刑務所	0	1	1	0	57	57
水戸刑務所	0	1	1	0	48	48
喜連川社会復帰促進センター	0	1	1	0	108	108
横浜刑務所	0	1	1	0	43	43
福井刑務所	0	1	1	0	20	20
京都刑務所	0	1	1	0	147	147
加古川刑務所	0	1	1	0	33	33
姫路少年刑務所	0	1	1	0	83	83
神戸拘置所	0	1	1	0	36	36
長崎刑務所	0	1	1	0	55	55
宮川医療少年院	0	1	1	0	54	54
沖縄少年院	0	1	1	0	88	88
札幌矯正管区	1	0	1	61	0	61
仙台矯正管区	4	0	4	203	0	203
大阪矯正管区	1	0	1	72	0	72
福岡矯正管区	0	2	2	0	102	102
千葉保護観察所	1	0	1	51	0	51
水戸保護観察所	1	0	1	32	0	32
京都保護観察所	0	1	1	0	56	56

福岡保護観察所	0	1	1	0	40	40
福島保護観察所	1	0	1	32	0	32
法務総合研究所	1	0	1	36	0	36
法務総合研究所名古屋支所	0	2	2	0	44	44
法務総合研究所大阪支所	0	1	1	0	10	10
法務総合研究所高松支所	1	0	1	16	0	16
法務総合研究所福岡支所	1	0	1	63	0	63
入国者収容所大村入国管理センター	0	1	1	0	564	564
東京出入国在留管理局	1	1	2	21	86	107
大阪出入国在留管理局	1	1	2	108	458	566
高松出入国在留管理局	0	1	1	0	43	43
合計	119	304	423	5,570	16,520	22,090

※端数処理の関係上、内訳数値の和と合計の数値が必ずしも一致しないことがある。

※設置済み分を除く。

簡易判定基準で A 判定、B 判定となった場合でも、現場の状況によって太陽光発電の導入が困難であるなど、実際の設置可能性が異なる場合が考えられることから、今後、より詳細な調査を継続的に行い、設置可能な建築物、敷地は必要に応じ適切に見直すこととする。

（２）件数ベースでの目標について

政府実行計画における目標は、「2030 年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50% 以上に太陽光発電設備を設置する」こととされている。本目標は、太陽光発電設備が設置された建築物、敷地の件数をベースとするものである。

ここでの設置可能な建築物、敷地（ポテンシャル）の件数については、（１）の考え方によるものとし、法務省における件数ベースの目標は、ポテンシャルの件数の約 50% 以上とする。本目標は、政府実行計画で太陽光発電目標が定められた 2021 年度以前に導入された件数も含むものとする。

設置済みの件数については、以下のとおり計算するものとする。

建築物：導入時期、設備容量によらず、当該の建築物に太陽光設備が導入されていれば導入件数 1 件と数える。

敷地：建築物 1 件ごとに対応させて敷地の件数を数えることが困難なため、基本的に同一住所で 1 件とする。導入時期、設備容量によらず、当該の敷地に太陽光設備が導入されていれば導入件数 1 件と数える。

本計算方法に基づく法務省の件数ベースのポテンシャルと目標は下記のとおりとなり、約 285 件以上となる。

表 3. 法務省における太陽光発電の件数ベースの導入目標

A, B 判定の件数	423 件
うち、A, B 判定での導入済件数	41 件
C+, C-判定での導入済件数	146 件
導入ポテンシャルの件数	569 件
導入目標件数（ポテンシャルの約 50%以上）	約 285 件以上

（３）kW（設備容量）ベースでの目標について

エネルギー需給見通しにおける公共部門の新規導入見込みである 6.0GW の推計は、下記のとおり行われている（※）。

- ① 既設を含む国・地方公共団体のポテンシャルの最大値から、設置面積が確保できない、日射時間が短い、形状が複雑な屋根である等の場合や、老朽施設の割合を差し引き、設置可能な設備容量のポテンシャルを求める。
- ② ①のポテンシャルの 50%に導入するものとする。
- ③ ②から既設置相当量を差し引き、新規に設置が可能なポテンシャルとする。

※総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第 34 回）資料 4

(https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/034_04_00.pdf)

法務省における kW（設備容量）ベースでの目標についても同様の考え方とする。すなわち、下記のとおり計算するものとする。

- ① 既設を含む、（１）の設置可能な建築物、敷地におけるポテンシャルを求める。
- ② ①の全体のポテンシャルの約 50%以上に導入するものとする。
- ③ ②から 2021 年度までの既設分の設備容量を差し引く。

本計算方法に基づく法務省の kW（設備容量）ベースの目標は下記のとおりとなり、約 9,257kW 以上となる。

表 4. 法務省における太陽光発電の kW（設備容量）ベースの導入目標

判定	建築物	敷地	合計
2021 年度までの既設の設備容量[kW] (A、B、C+、C-)	3,918	20	3,938
A 判定の合計[kW]（既設は除く）	5,570	0	5,570
B 判定の合計[kW]（既設は除く）	15,077	1,443	16,520
全体のポテンシャル[kW]	24,748	1,641	26,389
全体のポテンシャルの 50% [kW]			13,195
新規設置の目標			約 9,257kW 以上

2. 太陽光発電の導入実績と目標達成に向けた今後の導入量

法務省の 2024 年度までの太陽光発電導入実績は下記のとおり。

- ・ 2024 年度までの件数ベースの導入実績：192 件
- ・ 2022～2024 年度に導入された設備容量：476kW

2030 年度の目標達成に向けて、2025 年度以降に導入が必要な太陽光発電の導入量は下記のとおり。

- ・ 設置件数：約 93 件（設置済みの建築物・敷地への設置は除く）
- ・ 設備容量：約 8,781kW

3. 導入に向けた取組について

2030 年度に向けた太陽光発電の計画的な導入にあたり、導入ポテンシャルの精緻化等に関する工程表を作成するとともに、導入場所の候補となる建築物・敷地に関する詳細な調査・検討を行いつつ、その結果を踏まえて導入場所や導入時期、導入量を定めた具体的な導入計画を作成する。

(1) 工程表

- 2030 年度に向けた導入ポテンシャルの精緻化等についてのタイムラインを示した工程表は（別紙 1）のとおり。
- 暫定的に、2025 年度から 2030 年度の 6 年間で必要な太陽光発電を導入するとした場合、毎年約 16 件（設置済みの建築物・敷地への設置は除く）、約 1,464kW の導入を行うこととなる。

(2) 導入候補箇所の調査・検討

- 導入ポテンシャルがある建築物・敷地について、設置可能容量や設置可能性を考慮し、候補の絞り込みを行う。
- 候補の絞り込みにおける基本的な考え方は以下のとおり。
 - 基本的には、A 判定の建築物・敷地を候補とする。ただし、建築物において「空きスペースに影響する建替え、改修、建物廃止、解体計画」で建替えや改修予定があるために B 判定となっている場合は、建替えや改修に合わせた太陽光発電の導入を検討する。
 - 電力需要が大きい施設から優先的に検討する。
 - 系統接続の行いやすさ等、各地域における特徴も踏まえて検討する。
- 候補となる建築物・施設について、必要な情報収集や調査・検討を順次実施する。
- 調査・検討の基本的な内容は以下のとおり。
 - 候補となる建築物・施設に関する各種図面を確認する。
 - 候補となる建築物の屋根の耐荷重等を確認する。
 - 合同庁舎の場合、入居する省庁間での調整が必要となるため、連携して検討を行う。
 - 経済性の評価のため、発電した電気を利用する施設における電気料金明細書等を確認する。
 - 初期費用がかからない PPA 方式での導入についても検討する。

(3) 具体的な太陽光発電の導入計画

- (1)(2) を踏まえた各年度の導入場所や導入時期、導入量についての計画は、(別

紙2)のとおり。なお、既に太陽光発電の導入を計画している建築物・敷地については、予算事情を踏まえた上で導入を進める。

○ 追加的に設置が可能な箇所があるか否かは、継続的に調査・検討を行う。

(4) その他

○ ペロブスカイト太陽電池等の新技術については、これまで形状や耐荷重の観点から設置が困難であった屋根や壁面への導入が期待されるが、2024 年時点では詳細な性能やコストが分かっていないため、現時点では考慮していない。市場化が 2025 年とされていることを踏まえ、事前に導入可能な屋根や壁面の調査を行い、市場化された際は導入ポテンシャルを検討、導入計画を策定し、導入を進める。

4. 整備計画の推進体制の整備と実施状況の点検

本計画の推進・点検は、関係局部課等の協力を得て、大臣官房施設課において行う。

5. 整備計画の見直しについて

本計画の1. で示したポテンシャルや導入目標は、簡易判定基準に基づくものであり、詳細な調査や現場の状況の変化等により変わりうるものである。このため、毎年度の政府実行計画のFU調査や、公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議における進捗状況の確認、3.(2)での導入候補箇所の調査・検討の結果、4.の点検結果等を踏まえ、随時見直し、精緻化を行い、本計画に反映するものとする。

○設置可能な建築物の簡易判定基準

各判定項目における判定例レベルの一番低いものを当該建築物の判定結果とする。

判定項目	選択肢	判定レベル
建築物の耐震対策	新耐震基準	A
	旧耐震基準（耐震対策実施済）	A
	旧耐震基準（耐震対策未実施）	C－
海岸からの距離	0m～100m 未満	B
	100m～500m 未満	B
	500m～1km 未満	B
	1km 以上	A
平均積雪量	0cm～100cm 未満	A
	100cm～150cm 未満	A
	150cm～200cm 未満	B
	200cm 以上	C－
空きスペースに影響する建替え、改修、建物廃止、解体計画	建替え予定：2030 年度以前	B
	建替え予定：2030 年度より後	B
	建替え予定：時期未定	B
	空きスペースの改修予定：2030 年度以前	B
	空きスペースの改修予定：2030 年度より後	B
	空きスペースの改修予定：時期未定	B
	建物廃止予定：2030 年度以前	C－
	建物廃止予定：2030 年度より後	B
	建物廃止予定：時期未定	B
	解体予定：2030 年度以前	C－
	解体予定：2030 年度より後	B
	解体予定：時期未定	B
	計画なし	A
空きスペースの面積	20 m ² 未満	C－
	20 m ² 以上	A
屋根形状	陸屋根	A
	折板屋根	A
	傾斜屋根（瓦）	B
	傾斜屋根（金属）	A
	スレート屋根（大波スレート除く）	A
	大波スレート屋根	C－

	曲面屋根	B
	テント式屋根	C－
	その他	B
建築物における電力使用状況	平日、休日ともに電気を使用している	A
	主に平日のみ電気を使用している	B
	年間通じて電気の使用量が無い、もしくはほとんど無い	C+
	不明	B
空きスペース全体が年間を通じて日影になるか	なる	C－
	ならない	A
太陽光発電設備を設置できない他の要因	ある	C+

○設置可能な敷地の簡易判定基準

各判定項目における判定例レベルの一番低いものを当該敷地の判定結果とする。

判定項目	選択肢	判定レベル
地盤強度・地耐力	設備設置可能と確認	A
	設備設置可能か未確認	B
	設備設置不可	C－
海岸からの距離 ※建物と同じ情報	0m～100m 未満	B
	100m～500m 未満	B
	500m～1km 未満	B
	1km 以上	A
平均積雪量 ※建物と同じ情報	0cm～100cm 未満	A
	100cm～150cm 未満	A
	150cm～200cm 未満	B
	200cm 以上	C－
廃止計画	施設全体（敷地含む）の廃止予定：2030 年度以前	C－
	施設全体（敷地含む）の廃止予定：2030 年度より後	B
	施設全体（敷地含む）の廃止予定：時期未定	B
	計画なし	A

敷地と付随する建築物を合わせた電力使用状況	平日、休日ともに電気を使用している	A
	主に平日のみ電気を使用している	B
	年間通じて電気の使用量が無い、もしくはほとんど無い	C+
	不明	B
空きスペースの面積	20 m ² 未満	C-
	20 m ² 以上で柵塀等の設置の必要はない	A
	20 m ² 以上で柵塀等の設置面積が確保可能	A
	20 m ² 以上で柵塀等の設置面積が確保不可	C-
空きスペース全体が年間を通じて日影になるか	なる	C-
	ならない	A
ソーラーカーポート等で建築物の場合、建築基準法の建ぺい率・容積率が足りるか	敷地に導入する太陽光発電は建築物でない	—
	建ぺい率・容積率いずれも足りている	A
	建ぺい率・容積率いずれかが不足する	C-
	建ぺい率・容積率について未確認	B
PV 設置できない他の要因	ある	C+

工程表

年度	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
・ポテンシャルの精緻化							
・太陽光発電の導入計画の具体化・精緻化							
・太陽光発電の導入							
・ペロブスカイト太陽電池等新技術への対応							

太陽光発電の導入計画（イメージ）

番号	本省・地方 支分部局名	場所	所在地	調査期間	調査結果	導入時期	設備容量 [kW]	備考
1	本省	中央合同庁舎 第 6 号館 A 棟	東京都千代田 区霞が関 1 - 1 - 1		（調査後に 記載）	（調査結果を踏 まえて決定）	（調査結果を踏 まえて決定）	
2	本省	登記情報センター ①	千葉県船橋市 海神町 2 丁目 3 - 3 4		（調査後に 記載）	（調査結果を踏 まえて決定）	（調査結果を踏 まえて決定）	
3	本省	登記情報センター ②	千葉県船橋市 海神町 2 丁目 3 - 3 4		（調査後に 記載）	（調査結果を踏 まえて決定）	（調査結果を踏 まえて決定）	
4	東京法務局	九段第 2 合同庁舎	東京都千代田 区九段南 1 - 1 - 1 5		（調査後に 記載）	（調査結果を踏 まえて決定）	（調査結果を踏 まえて決定）	
5	東京法務局	東京法務局府中支 局	東京都府中市 新町 2 - 4 4		（調査後に 記載）	（調査結果を踏 まえて決定）	（調査結果を踏 まえて決定）	
6	東京法務局	東京法務局西多摩 支局	東京都福生市 南田園 3 - 6 1 - 3		（調査後に 記載）	（調査結果を踏 まえて決定）	（調査結果を踏 まえて決定）	
7	東京法務局	東京法務局港出張 所	東京都港区東 麻布 2 - 1 1 - 1 1		（調査後に 記載）	（調査結果を踏 まえて決定）	（調査結果を踏 まえて決定）	
8	東京法務局	台東法務総合庁舎	東京都台東区		（調査後に	（調査結果を踏	（調査結果を踏	

			台東 1-26 -2		記載)	まえて決定)	まえて決定)	
9	東京法務局	東京法務局墨田出張所	東京都墨田区 菊川 1-17 -13		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
10	東京法務局	東京法務局城南出張所	東京都大田区 鵜の木 2-9 -15		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
11	東京法務局	東京法務局新宿出張所	東京都新宿区 北新宿 1-8 -22		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
12	東京法務局	東京法務局中野出張所庁舎	東京都中野区 野方 1-34 -1 中野出 張所庁舎		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
13	東京法務局	東京法務局杉並出張所	東京都杉並区 今川 2-1- 3		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
14	東京法務局	東京法務局板橋出張所	東京都板橋区 板橋 1-44 -6		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
15	東京法務局	東京法務局北出張所	東京都北区王 子 6-2-6 6		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
16	東京法務局	東京法務局練馬出張所	東京都練馬区		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	

		張所	春日町５－３ ５－３３		記載)	まえて決定)	まえて決定)	
17	東京法務局	東京法務局江戸川 出張所	東京都江戸川 区中央１－１ ６－２		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
18	東京法務局	東京法務局城北出 張所	東京都葛飾区 小菅４－２０ －２４		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
19	東京法務局	東京法務局田無出 張所	東京都西東京 市田無町４－ １６－２４		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
20	千葉地方法 務局	千葉地方法務局香 取支局	千葉県香取市 佐原口２１２ ２－４０		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
21	千葉地方法 務局	千葉地方法務局匝 瑳支局	千葉県匝瑳市 八日市場ハ６ ７８－３		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
22	千葉地方法 務局	千葉地方法務局佐 倉支局	千葉県佐倉市 表町１－２０ －１１		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
23	千葉地方法 務局	千葉地方法務局い すみ出張所	千葉県いすみ 市大原７４０ ０－５５		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
24	千葉地方法 務局	千葉地方法務局東 金出張所	千葉県東金市 堀上３３４－		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	

			1 2					
25	千葉地方法務局	千葉地方法務局千葉東出張所	千葉県千葉市若葉区桜木5-16-20		(調査後に記載)	(調査結果を踏まえて決定)	(調査結果を踏まえて決定)	
26	千葉地方法務局	千葉地方法務局成田出張所	千葉県成田市郷部1322		(調査後に記載)	(調査結果を踏まえて決定)	(調査結果を踏まえて決定)	
27	千葉地方法務局	千葉地方法務局船橋支局	千葉県船橋市海神町2-284-1		(調査後に記載)	(調査結果を踏まえて決定)	(調査結果を踏まえて決定)	
28	千葉地方法務局	千葉地方法務局市川支局	千葉県市川市大野町4-2156-1		(調査後に記載)	(調査結果を踏まえて決定)	(調査結果を踏まえて決定)	
29	千葉地方法務局	千葉地方法務局木更津支局	千葉県木更津市東中央3-1-7		(調査後に記載)	(調査結果を踏まえて決定)	(調査結果を踏まえて決定)	
30	千葉地方法務局	千葉地方法務局茂原支局	千葉県茂原市高師台1-5-3		(調査後に記載)	(調査結果を踏まえて決定)	(調査結果を踏まえて決定)	
31	宇都宮地方法務局	宇都宮地方法務局日光支局庁舎	栃木県日光市今市本町20番地3		(調査後に記載)	(調査結果を踏まえて決定)	(調査結果を踏まえて決定)	
32	宇都宮地方法務局	宇都宮地方法務局真岡支局庁舎	栃木県真岡市荒町5176番地3		(調査後に記載)	(調査結果を踏まえて決定)	(調査結果を踏まえて決定)	
33	新潟地方法	三条支局	新潟県三条市		(調査後に記載)	(調査結果を踏まえて決定)	(調査結果を踏まえて決定)	

	務局		東裏館 2-1 319-1		記載)	まえて決定)	まえて決定)	
34	新潟地方法 務局	柏崎地方合同庁舎	新潟県柏崎市 田中宇鍋田 2 814-1		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
35	新潟地方法 務局	新発田支局	新潟県新発田 市新富町 1- 626-11		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
36	新潟地方法 務局	新津支局	新潟県新潟市 秋葉区新津 4 463-1		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
37	新潟地方法 務局	上越支局	新潟県上越市 木田 2-30 8-1		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
38	静岡地方法 務局	掛川法務合同庁舎	静岡県掛川市 亀の甲 2-1 6-2		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
39	大津地方法 務局	甲賀支局	滋賀県甲賀市 水口町水口 5 655 番地		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
40	大津地方法 務局	長浜支局	滋賀県長浜市 八幡東町 25 3 番地 4		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
41	大津地方法 務局	今津法務合同庁舎	滋賀県高島市 今津町住吉 1		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	

			丁目3番地1					
42	大津地方法務局	東近江法務合同庁舎	滋賀県東近江市八日市緑町8番17号		(調査後に記載)	(調査結果を踏まえて決定)	(調査結果を踏まえて決定)	
43	神戸地方法務局	尼崎地方合同庁舎	兵庫県尼崎市東難波町4丁目18番36号		(調査後に記載)	(調査結果を踏まえて決定)	(調査結果を踏まえて決定)	
44	神戸地方法務局	柏原法務総合庁舎	兵庫県丹波市柏原町柏原5169番地1		(調査後に記載)	(調査結果を踏まえて決定)	(調査結果を踏まえて決定)	
45	神戸地方法務局	神戸地方法務局加古川支局	兵庫県加古川市野口町良野1749番地		(調査後に記載)	(調査結果を踏まえて決定)	(調査結果を踏まえて決定)	
46	神戸地方法務局	神戸地方法務局龍野支局	兵庫県たつの市龍野町富永879番地2		(調査後に記載)	(調査結果を踏まえて決定)	(調査結果を踏まえて決定)	
47	神戸地方法務局	神戸地方法務局豊岡支局	兵庫県豊岡市寿町8番4号		(調査後に記載)	(調査結果を踏まえて決定)	(調査結果を踏まえて決定)	
48	神戸地方法務局	神戸地方法務局須磨出張所	兵庫県神戸市須磨区中落合3丁目1番7号		(調査後に記載)	(調査結果を踏まえて決定)	(調査結果を踏まえて決定)	
49	神戸地方法務局	神戸地方法務局北出張所	兵庫県神戸市北区惣山町1		(調査後に記載)	(調査結果を踏まえて決定)	(調査結果を踏まえて決定)	

			丁目 7 番地の 1 1					
50	神戸地方法 務局	神戸地方法務局三 田出張所	兵庫県三田市 三田町 3 9 番 6 号		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
51	神戸地方法 務局	神戸地方法務局八 鹿出張所	兵庫県養父市 八鹿町朝倉 1 1 5 4 番地 1		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
52	奈良地方法 務局	奈良第二地方合同 庁舎	奈良県奈良市 高畑町 5 5 2 番地		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
53	大分地方法 務局	大分地方法務局竹 田支局	大分県竹田市 大字会々 1 5 2 5 番地 8		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
54	大分地方法 務局	大分地方法務局日 田支局	大分県日田市 田島 2 丁目 1 1 番 4 6 号		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
55	熊本地方法 務局	熊本地方法務局分 室	熊本県熊本市 南区江越一丁 目 4 - 1 7		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
56	高松法務局	高松法務局登記事 務システムセンタ ー	香川県高松市 出作町 5 8 5 番地 4		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
57	高松法務局	高松法務局丸亀支 局	香川県丸亀市 大手町 3 丁目		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	

			1 番 1 号					
58	高松法務局	高松法務局観音寺支局	香川県観音寺市坂本町5丁目19番11号		(調査後に記載)	(調査結果を踏まえて決定)	(調査結果を踏まえて決定)	
59	高松法務局	高松法務局寒川出張所	香川県さぬき市寒川町神前1641番地1		(調査後に記載)	(調査結果を踏まえて決定)	(調査結果を踏まえて決定)	
60	東京地方検察庁	九段合同庁舎	東京都千代田区九段南1-13-3		(調査後に記載)	(調査結果を踏まえて決定)	(調査結果を踏まえて決定)	
61	東京地方検察庁	立川第二法務総合庁舎	東京都立川市緑町6-3		(調査後に記載)	(調査結果を踏まえて決定)	(調査結果を踏まえて決定)	
62	横浜地方検察庁	川崎法務合同庁舎	神奈川県川崎市川崎区宮前町12-11		(調査後に記載)	(調査結果を踏まえて決定)	(調査結果を踏まえて決定)	
63	さいたま地方検察庁	さいたま法務総合庁舎(さいたま地方検察庁)	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58		(調査後に記載)	(調査結果を踏まえて決定)	(調査結果を踏まえて決定)	
64	さいたま地方検察庁	さいたま地方検察庁熊谷支部	埼玉県熊谷市宮町1-62		(調査後に記載)	(調査結果を踏まえて決定)	(調査結果を踏まえて決定)	
65	水戸地方検察庁	水戸地方検察庁土浦支部	茨城県土浦市中央2-16		(調査後に記載)	(調査結果を踏まえて決定)	(調査結果を踏まえて決定)	

			－ 7					
66	水戸地方検 察庁	下妻法務合同庁舎 本館	茨城県下妻市 下妻乙 1 2 4 － 2		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
67	水戸地方検 察庁	下妻法務合同庁舎 別館	茨城県下妻市 下妻乙 1 2 4 － 2		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
68	水戸地方検 察庁	水戸地方検察庁麻 生支部	茨城県行方市 麻生 1 4 3		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
69	水戸地方検 察庁	取手区検察庁	茨城県取手市 取手 3 － 2 － 2 1		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
70	水戸地方検 察庁	古河区検察庁	茨城県古河市 東 3 － 4 － 6		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
71	宇都宮地方 検察庁	宇都宮法務総合庁 舎	栃木県宇都宮 市小幡 2 － 1 － 1 1		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
72	宇都宮地方 検察庁	栃木支部・栃木区 検察庁	栃木県栃木市 本町 6 － 7		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
73	宇都宮地方 検察庁	大田原支部・大田 原区検察庁	栃木県大田原 市末広 2 － 4 － 2 6		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
74	宇都宮地方 検察庁	小山区検察庁	栃木県小山市 八幡町 1 － 5 － 2 0		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	

75	前橋地方検 察庁	前橋法務総合庁舎	群馬県前橋市 大手町3-2 -1		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
76	静岡地方検 察庁	静岡地方法務総合 庁舎	静岡市葵区追 手町9-45		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
77	静岡地方検 察庁	静岡地方法務総合 庁舎別館	静岡市葵区追 手町9-45		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
78	甲府地方検 察庁	甲府法務総合庁舎	山梨県甲府市 中央1丁目11 番8号		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
79	甲府地方検 察庁	甲府地方検察庁都 留支部	山梨県都留市 中央2丁目1 番2号		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
80	新潟地方検 察庁	長岡法務総合庁舎	新潟県長岡市 三和3-9- 1		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
81	京都地方検 察庁	京都法務合同庁舎	京都府京都市 上京区新町通 下長者町下る 両御霊町82		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
82	神戸地方検 察庁	姫路法務総合庁舎 本館	兵庫県姫路市 北条1丁目2 50番地		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
83	津地方検 察庁	津法務総合庁舎	三重県津市中 央3-12		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	

84	岐阜地方検 察庁	岐阜法務総合庁舎 本館	岐阜県岐阜市 美江寺町2丁 目8番地		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
85	岐阜地方検 察庁	岐阜法務総合庁舎 別館	岐阜県岐阜市 美江寺町2丁 目7番2号		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
86	岐阜地方検 察庁	大垣法務合同庁舎	岐阜県大垣市 丸の内1丁目 19番地		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
87	岐阜地方検 察庁	岐阜地方検察庁多 治見支部	岐阜県多治見 市小田町1丁 目16番地		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
88	金沢地方検 察庁	小松法務合同庁舎	石川県小松市 小馬出町12 番地		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
89	岡山地方検 察庁	高梁法務総合庁舎	岡山県高梁市 落合町近似5 00-20		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
90	熊本地方検 察庁	熊本地方検察庁	熊本県熊本市 中央区京町一 丁目45番外 14筆		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
91	那覇地方検 察庁	那覇第一地方合同 庁舎	沖縄県那覇市 樋川1丁目1		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	

			5－15					
92	那覇地方検 察庁	沖縄法務合同庁舎	沖縄県沖縄市 知花6－7－ 5		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
93	仙台高等検 察庁	仙台北法務総合庁舎	宮城県仙台市 青葉区片平1 丁目3番1号		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
94	福島地方検 察庁	福島法務合同庁舎	福島県福島市 狐塚17		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
95	福島地方検 察庁	福島地方検察庁郡 山支部	福島県郡山市 麓山2－15 －14		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
96	福島地方検 察庁	いわき法務合同庁 舎	福島県いわき 市平字八幡小 路42		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
97	盛岡地方検 察庁	盛岡法務合同庁舎	岩手県盛岡市 内丸8-20		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
98	盛岡地方検 察庁	盛岡地方検察庁遠 野支部	岩手県遠野市 新町2-2		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
99	秋田地方検 察庁	秋田地方検察庁大 館支部庁舎	秋田県大館市 字三ノ丸104		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
100	札幌地方検 察庁	札幌地方検察庁滝 川支部	北海道滝川市 大町1－22 6－3		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
101	札幌地方検	札幌地方検察庁小	北海道小樽市		(調査後に	(調査結果を踏	(調査結果を踏	

	察庁	樽支部	富岡 1－8 6 － 3		記載)	まえて決定)	まえて決定)	
102	釧路地方検 察庁	帯広法務総合庁舎	北海道帯広市 東 5 条南 9 丁 目 1 番地 1		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
103	釧路地方検 察庁	北見法務総合庁舎	北海道北見市 寿町 4 丁目 2 番 1 6 号		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
104	松山地方検 察庁	松山法務合同庁舎	愛媛県松山市 一番町 4 丁目 4 番地 1		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
105	札幌矯正管 区	庁舎	北海道札幌市 東区東苗穂 1 条 2 丁目 5 番 5 号		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
106	仙台矯正管 区	事務庁舎	宮城県仙台市 若林区古城三 丁目 2 3－1		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
107	仙台矯正管 区	研修寮	宮城県仙台市 若林区古城三 丁目 2 3－1		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
108	仙台矯正管 区	体育館	宮城県仙台市 若林区古城三 丁目 2 3－1		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
109	仙台矯正管	道場	宮城県仙台市		(調査後に	(調査結果を踏	(調査結果を踏	

	区		若林区古城三 丁目 2 3 - 1		記載)	まえて決定)	まえて決定)	
110	大阪矯正管 区	庁舎	大阪府堺市堺 区田出井町 7 - 1 0		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
111	法務総合研 究所	国連アジア極東犯 罪防止研究所・法 務総合研究所棟	東京都昭島市 もくせいの杜 2 - 1 - 1 8		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
112	法務総合研 究所高松支 所	法務総合研究所高 松支所並びに矯正 研修所高松支所研 修寮	香川県高松市 高松町字津ノ 村 2 1 0 6 - 2 0		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
113	法務総合研 究所福岡支 所	法務総合研究所福 岡支所	福岡県福岡市 中央区小笹 1 丁目 2 1 番地 1 3 5 号		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
114	千葉保護観 察所	千葉保護観察所	千葉県千葉市 中央区春日 2 - 1 4 - 1 0		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
115	水戸保護観 察所	水戸保護観察所ひ たちなか駐在官事 務所	茨城県ひたち なか市大字市 毛 8 5 8 - 8 2		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
116	福島保護観 察所	福島自立更生促進 センター	福島県福島市 狐塚 1 7 - 1		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	

117	東京出入国 在留管理局	立川出張所横田分 庁舎	東京都西多摩 郡瑞穂町むさ し野3-12 -1		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	
118	大阪出入国 在留管理局	茨木法務総合庁舎	大阪府茨木市 郡山1-11 -1		(調査後に 記載)	(調査結果を踏 まえて決定)	(調査結果を踏 まえて決定)	